

「新しい公共」の推進に係る取組
に係る各府省からの施策ヒアリング
平成22年9月8日

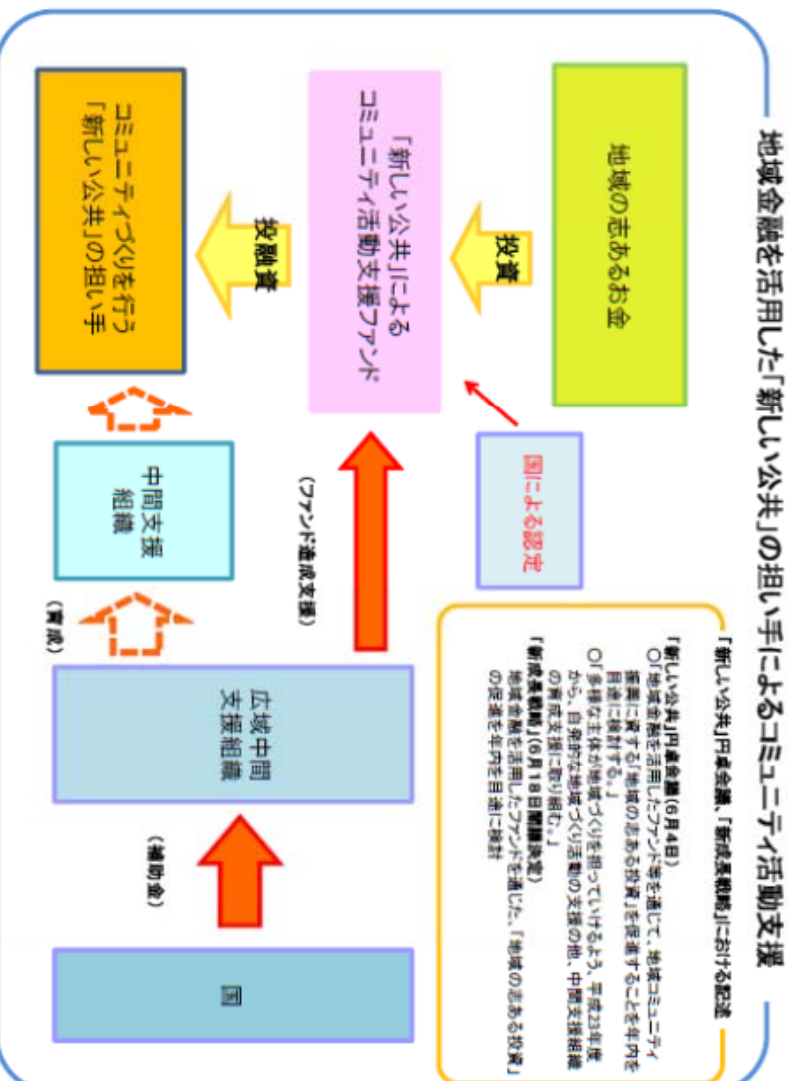
国土交通省 提出資料

○「新しい公共」の担い手による新たな地域づくり

- ① 「地域の志ある投資」を促進するためのファンドへの支援
 個人の社会貢献意欲や企業の社会的責任などによる「地域の志ある投資」を「新しい公共」のコミュニティ活動の資金として活用する地域金融の仕組みを支えるファンドの設立を支援するため、ファンド設立の際必要となる登記費用等初年度にかかる経費を支援する。
- ② 「新しい公共」の担い手に対して経営支援を行う中間支援組織の育成支援
 「新しい公共」の担い手の多くが必要としている資金調達や協力・提携先情報の提供などの経営支援を、地域の中間支援組織が十分提供できる環境を整備するため、支援組織に対する支援組織として「広域中間支援組織」が中間支援組織に対して行う人材育成や技術の提供などの支援事業について支援する。

○「地域の志ある投資」を促進するためのファンドへの支援 100百万円（皆増）

○「新しい公共」の担い手に対して経営支援を行う中間支援組織の育成支援 100百万円（皆増）



「新しい公共」によるコミュニティ活動支援ファンドへの投資に対する特例措置の創設 (所得税・法人税)

制度概要

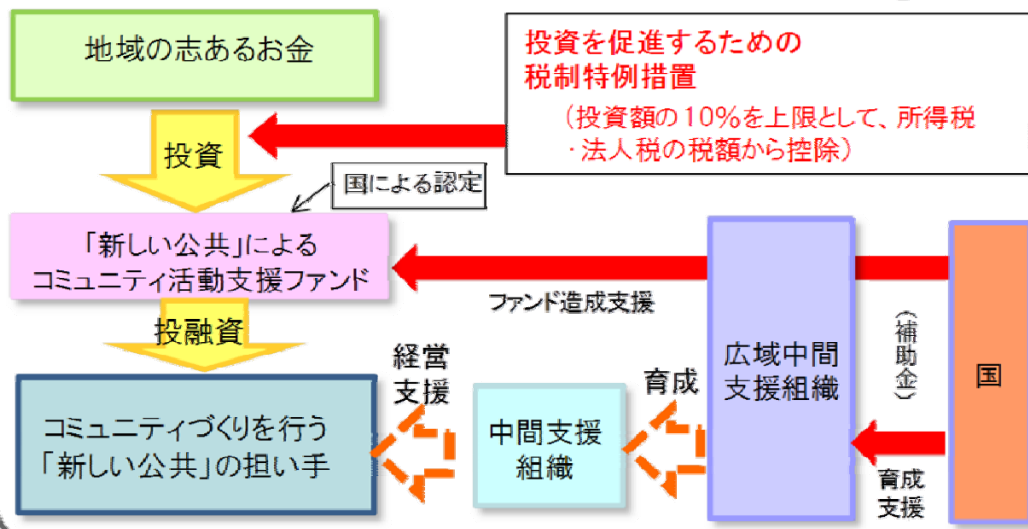
「新しい公共」の考え方に基づく地域経営活動を行う主体に対して投融資を行う基金に対する投資に対し、投資者の所得税及び法人税を投資額の10%を上限として税額を控除

地域にある様々な資源(資金、知恵等)の「新しい公共」の考え方に基づくコミュニティ活動への動員を促進させることにより、地域の経済成長とそれを支えるコミュニティづくり、その前提となる持続的資金循環を作り出す。それにより、地域活動の自律的な発展と、それによる地域活性化を実現し、新たな雇用を生み出す等の社会的・経済的効果が期待。
(平成27年を目途に1,500億円規模の資金需要を見込む)

政策の達成目標

この資金需要に対応するため、本特例措置により、資金の流れをつくるファンドを支援し、平成23年度においては、20億円規模のコミュニティ活動への投資を呼び込む。

地域金融を活用した「新しい公共」の担い手によるコミュニティ活動支援



「新しい公共」円卓会議、「新成長戦略」における記述

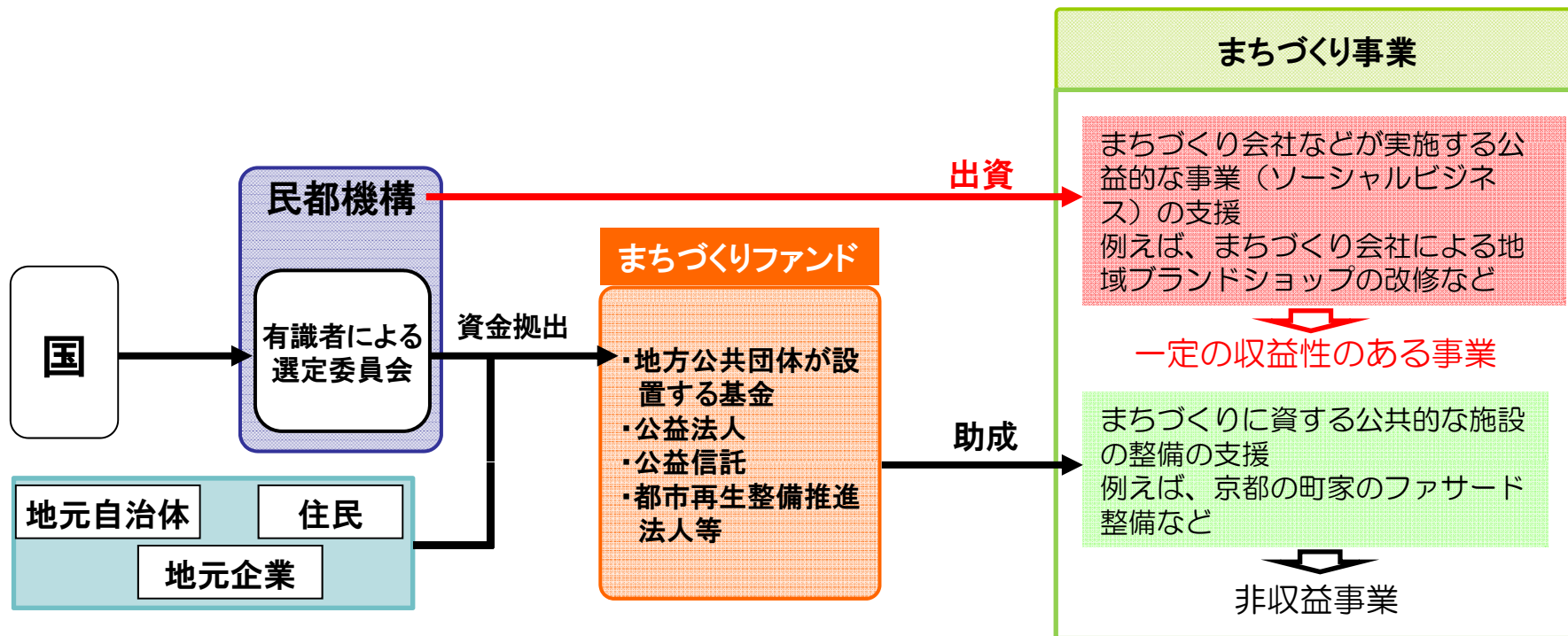
「新しい公共」円卓会議(6月4日)

- 「地域金融を活用したファンド等を通じて、地域コミュニティ振興に資する「地域の志ある投資」を促進することを年内を目途に検討する。」
- 「多様な主体が地域づくりを担っていけるよう、平成23年度から、自発的な地域づくり活動の支援の他、中間支援組織の育成支援に取り組む。」

「新成長戦略」(6月18日閣議決定)

地域金融を活用したファンドを通じた、「地域の志ある投資」の促進を年内を目途に検討

- 地域の地縁により調達し、これを景観形成・観光振興等のまちづくりへ誘導するため、住民参加型まちづくりファンドに対して、民都機構が資金拠出による支援を行う住民参加型まちづくりファンド支援業務を継続して実施する。
- これに加え、まちづくり会社等の新たなまちづくりの担い手に対して、出資という形で支援制度を設けることとし、まちづくり施設整備に関して金融支援を実施することとする。



NPO、まちづくり会社等の「新しい公共」が主体となったまちづくりの立ち上げ段階に補助するとともに、実証実験を通じて、有効な事業スキームや公共空間の柔軟活用のための基準等の作成を行うことにより、「新しい公共」によるまちづくりの取組の更なる促進と定着を図る。

①都市環境改善支援事業 (エリアマネジメント支援事業)

新しい公共が主体となったまちづくりの立ち上げ段階に対して支援を行う。

【補助メニュー】

- 1) 計画コーディネート
- 2) 都市環境維持・改善計画
- 3) 社会実験・実証事業等

【事業主体(補助対象)】

- 直接補助) 地方公共団体、中心市街地活性化協議会、
景観協議会、市町村都市再生整備協議会
- 間接補助) 民間事業者等

②新しい公共によるまちづくり促進調査

先導的な取組を実施する主体・フィールドを選定し、国・自治体・民間で連携して実証実験を行いながら、官民連携スキーム(事業スキーム等)を確立する。

＜官民連携スキームの構築を図るテーマ＞

- 1) 屋外広告物を活用したエリアマネジメントの実施
- 2) 官民連携による歩行・交流空間の確保
- 3) 地域住民との協働による公園のみどりの創出、維持管理システム
- 4) 地域企業・住民からの資金調達



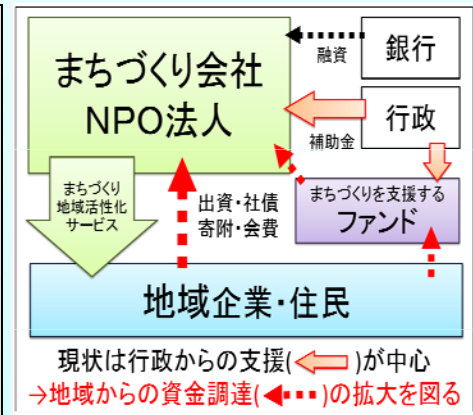
広告料収入をまちづくり活動に充当する取組 (イメージ図)



民有地を活用した歩行者空間 (イメージ図)



地域住民と連携した広場の芝生化 (イメージ図)



現状は行政からの支援(←)が中心
→地域からの資金調達(←)の拡大を図る

まちづくり事業の資金の一部を地域企業・住民から調達

まちづくりを担う法人に対する支援税制の創設 (所得税・法人税・個人住民税)

地域における自立したまちづくりの実現を図るため、まちづくりを担う法人[※]に対して寄附金の拠出を行った者について、当該寄附金を寄附金控除等の対象とする特例措置を創設する。

※ まちづくりを担う法人とは、都市再生特別措置法に基づく都市再生整備推進法人（都市再生の推進のための業務を行うNPO法人、一般社団法人、一般財団法人）を想定。

施策の背景

まちづくりを担う法人に対する支援の必要性

- 地域における自立したまちづくりを実現するに当たっては、まちづくりを担う法人に対して支援措置を講ずることにより、その積極的な活用を図ることが有効
- ぎふ景観まちづくりファンド（(財)岐阜市にぎわいまち公社）の例
 - ・ 歴史的まちなみの保全・再生を推進する工事（町家の改修等）に要する費用の一部を助成
 - ・ 寄附金を基金に積み立て、その運用益により助成しているが、現在の資産額では、継続的な事業を進めるには不十分
 - ・ 基金を取り崩して事業を展開しつつ、寄附金を広く一般から求めているが、寄附金控除の対象外

<改修工事の例>



【出典】(財)岐阜市にぎわいまち公社HPより作成

国土交通省成長戦略で求められている政府の対応

○国土交通省成長戦略住宅・都市分野（平成22年5月17日）（抄）

Ⅱ 地域ポテンシャル発現戦略

1. 新たな担い手による自発的・戦略的な地域・まちづくりの促進
- 3) 課題に対応した政策案

早期の実現を目指すもの（平成23年度概算要求を含む）

- ③ (iii) 官民協働による「新しい公共」的まちづくり主体の活動環境を整えるため、まちづくり主体への人材育成、技術サポートなどの支援を行うモデルパイロット事業を全国で実施する。また、まちづくり主体への法人や個人による寄附金・協力金などを制度的に位置付け、税制優遇を講じる。

「新しい公共」円卓会議で求められている政府の対応

○「新しい公共」宣言（平成22年6月4日）（抄）

「新しい公共」を作るために

(3) 政府に対して

(略) 「新しい公共」の基盤を支える制度整備については、税額控除の導入、認定NPOの「仮認定」とPST基準の見直し、みなし寄附限度額の引き上げ等を可能にする税制改革を速やかに進めることを期待する。

○「新しい公共」円卓会議における提案と制度化等に向けた政府の対応（同上）（抄）

4. 国・自治体等の業務実施にかかわる市民セクター等との関係の再編成

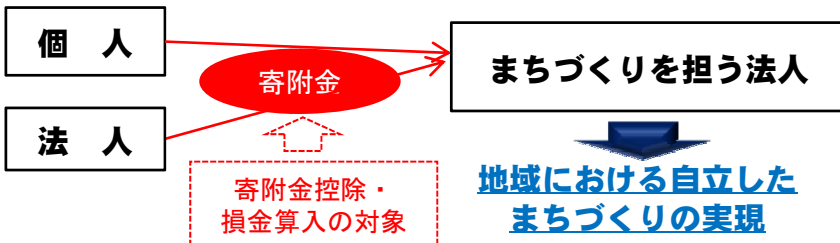
・ 都市・まちのリニューアル・維持管理において、PPP（パブリックプライベートパートナーシップ）の導入を加速するため、今年度からそのための環境整備を進める。

税制改正要望の概要

まちづくりを担う法人に対する支援税制の概要

※寄附金控除の現状

個人が認定NPO法人、公益社団法人・公益財団法人等に対して寄附を行った場合、「寄附金額(所得の40%が限度)ー2千円」を所得から控除できる(所得控除制度)。



関連する支援策

○都市環境維持・改善事業資金融資

・ エリアマネジメント事業を行う都市再生整備推進法人又はまちづくり法人に貸付を行う地方公共団体に対する無利子貸付

○都市再生整備推進法人に係る税制支援

・ 都市再生整備計画に記載された事業に必要な土地（代替地を含む）を都市再生整備推進法人に譲渡した個人・法人に対する税の軽減措置

○住民参加型まちづくりファンド支援業務

・ 資金を地縁により調達し住民等によるまちづくり事業の助成を行う「まちづくりファンド」への民間都市開発推進機構の資金拠出

【達成目標】都市再生整備推進法人の数 現在値 0法人（平成21年度）→ 目標 47法人（平成25年度）